

社会福祉法人生育福祉会本部運営規程

社会福祉法人生育福祉会本部運営規程

第 1 章 法人の組織・役員

(法人組織)

第 1 条 社会福祉法人生育福祉会（以下「本法人」という）の組織、役員については社会福祉法に定められているものとする。

(役員の適格性)

第 2 条 社会福祉法人の役員として適格でないとされるもの。

- (1) 成年被後見人又は被補佐人及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 実際に法人運営に参画できない者が選任されていること。
- (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加すること。

(理 事)

第 3 条 理事は法人内部の事務を処理すると同時に、外部に向かって法人を代表する役員である。

(理事専任)

第 4 条 理事の選任について次の点に留意しなければならない。

- (1) 各理事について、親族等の特別の関係のある者が社会福祉法人 生育福祉会定款（以下「定款」という）に定める数を越えて選任されてはならない。親族とは、その配偶者及び 3 親等以内の親族を指し、理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。
- (2) 同種の職業又は密接に関連する業界にある者等が理事の過半数を占めてはならない。また法人と常時取引関係にある者が参加していることは適当でない。

- (3) 理事の4分の1以上は社会福祉事業について知識経験を有する者でなければならない。
- (4) 理事の1人は他施設の園長の経験を有する者であること。
- (5) 社会福祉事業の経営は、地域との連携が必要なことから理事には地域の代表を加えることが望ましい。
- (6) 施設経営の実態を法人運営に反映させるため1人以上の施設長が理事として参加すること。

(理事長)

第5条 当該法人の代表権は、理事長にのみに与えられている。理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行わなければならない。

(監事)

第6条 監事は理事の業務執行の状況及び法人財産状況等の監査を行う役員である。

(監事選任)

第7条 監事は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査しうる者で、又1人は社会福祉事業について知識経験を有する者であること。又、監事の選任について次の点に留意しなければならない。

- (1) 監事は当該法人の理事、評議員及び職員又はこれに類する他の職務を兼任することはできない。
- (2) 監事は他の役員と親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第8条 役員の任期は、社会福祉法第36条第2項により、2年を越えることはできない。但し再任は妨げない。

(欠員補充)

第9条 社会福祉事業法第37条により、理事、監事はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、1人でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行わなければならない。

(役員名簿)

第10条 役員名簿記載事項は別紙1のとおりである。

(役員の履歴書)

第11条 役員としての要件、経歴等を明らかにするために、役員各人の履歴書を徴し役員名簿と共に備え付けておくこと。

(役員改選)

第12条 役員の改選については、任期の2年が終了する以前に当該法人の理事会を開催し、所定の手続きを経て改選する。改選されたときはただちに所轄の法務局に法人理事変更登記申請手続きをしなければならない。

(就任承諾書)

第13条 役員の改選がなされたときは、各役員について、その職に就任することについての承諾書を徴し、役員名簿と共に備え付けておくこと。

第2章 役員会・理事会

(役員会)

第14条 法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会が議決機関であるが、法人活動の状況を理解してもらうため監事2名にも理事会に出席してもらうことがある。但し議決に監事が加わることは許されない。

(理事会)

第15条 法人の業務を決定するのが理事会で、予算、決算のための理事会のほか理事会の議決

を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し必要に応じて開催されなければならない。

(理事会の決議事項等)

第16条 理事会の要決議事項は次の通りである。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉法人の許認可関係
- (6) 施設長の任免、その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他の主要な契約
- (11) 寄付金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (15) その他、当該法人の業務に関する重要事項

2 日常の軽微な業務は理事長が専決し、理事会に報告する。

なお理事長や施設長が専決する事のできる事項は別表1のとおりとする。

(理事会の招集)

第17条 理事会の招集は、理事長がこれを招集する。なお、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から1週間以内にしなければならない。

(理事会の成立)

第18条 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議会を開き、議決することができない。

(理事会の議長)

第19条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(理事会の議決)

第20条 理事会の議事は、法令に特別の定めのある場合及び当該法人の定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 議案・議事録

(議案)

第21条 第16条で規定されている理事会の要決議事項については、当然、法人において開催される理事会に、議案として提出されることとなる。この議案の作成、提出について誰が担当するかについては、その内容にもより一概に言えないが、理事会に対しての提案は、執行機関の最高責任者である理事長から提案し、その内容の趣旨説明等については適宜、施設長、その他職員が当たることが適当である。また理事会開催時に提案する議案については、その審議が円滑、適正に進行できるように、議案の目次を付した議案書及び同説明資料等を準備しておかなければならない。

(議案審議)

第22条 議案の審議については、各議案ごとに資料を提示し、趣旨及び内容説明をして審議に入り質疑応答の後採決に入り議決する方法と、関連する議案内容等の場合は議案を一括提案して審議に付し、最後に各号議案について順次議決して行く方法がある。

(議事録)

第23条 理事会等の審議内容、経過、議決結果等を明確にするため次の点に留意して議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催年月日
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名 (定数)
- (4) 議案
- (5) 議案に関する発言内容
- (6) 議案に関する表決結果
- (7) 議事録署名人等の署名又は記名押印、署名・記名押印年月日

(役員、評議員、評議員選任・解任委員会の報酬及び旅費)

第24条 理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会招集にあたっては、理事及び評議員・監事の役員報酬として理事会1回につき5,000円を、評議員選任・解任委員会1回につき5,000円を、監事については監査1回につき6,000円を支給する。また役員及び評議員、第三者委員が研修、出張の場合はのぐさ保育園旅費規程に準ずる。

第4章 登 記

(登 記)

第25条 法人の存在、財産、権利等一定の事項について、広く社会に公示した第3者に対

抗するためには、法務局などの公簿に記載するため登記を行わなければならない。

(登記事項)

第26条 社会福祉法人の登記については組合等登記令によるが、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- (1) 目的及び業務
- (2) 名 称
- (3) 事務所
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 在立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

(登記種類)

第27条 登記の種類には、次のものがある。

- (1) 設立の登記
- (2) 事務所の移転の登記
- (3) 変更の登記
- (4) 代表者の職務執行停止の登記
- (5) 解散の登記
- (6) 合併の登記
- (7) 移行等の登記

(変更登記)

第28条 法人の理事改選にともなう変更の登記については事務所の所在地を管轄する法務局に登記するがその手続きに必要な書類は、次の通りである。

- (1) 法人変更登記申請書
- (2) 理事改選の議事録

- (3) 理事委嘱について理事の同意書
- (4) 理事就任承諾書
- (5) 委嘱証明書（理事長の証明）

第5章 現況報告

（現況報告）

第29条 社会福祉法人は、社会福祉事業法施行規則第6条により、毎年度の現況報告（別紙2）を毎会計年度終了後に、主たる事務所の所在地の県知事に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日に一部改正する。

この規程は、平成16年4月1日に一部改正する。

この規程は、平成18年4月1日に一部改正する。

この規程は、平成29年3月1日に一部改正する。

この規程は、平成29年6月6日に一部改正する。